

第 60 回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託仕様書

1 業務名

第 60 回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託

2 大会概要

別紙「第 60 回献血運動推進全国大会実施要綱」のとおり

3 大会日程及び開催場所

(1) 日程

ア プレリハーサル	令和 6 年 5 月下旬もしくは 6 月上旬
イ 総合リハーサル	令和 6 年 7 月（本大会前日）
ウ 本大会	令和 6 年 7 月（1 日間）

(2) 開催場所

岐阜市内 ※会場については実行委員会事務局にお問い合わせください。

4 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 9 月 30 日まで

5 委託内容

(1) 大会を安全かつ円滑に開催するため、以下の事項について企画立案し、その企画に基づき業務を実施すること。

- ア 大会の開催案内に関すること。
- イ 大会の運営及び進行に関すること（プレリハーサル・総合リハーサルを含む。）。
- ウ 会場の設営・装飾及び音響・照明・映像等に関すること。
- エ 受付・控室等の設置及び参加者の誘導に関すること。
- オ 展示コーナー等の設置に関すること。
- カ 式典 BGM、「献血のうた」合唱、アトラクションに関すること。
- キ 台風等の災害時における運営に関すること。

(2) 上記（1）の企画に基づき、必要な設備・物品の手配、設置、撤去等を行うこと。

(3) 上記（1）の企画に基づき、必要な人員（県職員動員等、事務局手配を除く。）を配置すること。

(4) 上記（1）により実施する業務は、令和 5 年 12 月 8 日（金）に開催する事前説明会にて配布する「第 60 回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託仕様詳細」（以下「仕様詳細」という。）に記載している事項を含むこと。

(5) 大会実施に係る各種調査への対応

(6) その他実行委員会事務局が指示する業務

6 その他留意事項

(1) 上記 5（1）による企画は、本大会を通じて若者が献血の大切さを理解し、行動する機会となるよう考慮するとともに、以下の事項を踏まえて立案すること。

- ア 大会の参加者は1,500名程度とし、うち県外からの来場者は250名程度とする。
 - イ 舞台上に大型スクリーンを設置し、式典等のライブ映像等を上映する。
 - ウ 大会は、第1部の式典及び第2部のアトラクションで構成する。
 - エ 第1部の式典前に、実行委員会が指定する団体によるウェルカムアトラクションを行う。
 - オ 「献血のうた」については、実行委員会が指定する合唱団とする。
 - カ 第2部のアトラクションについては、献血推進に繋がる催し物を一つ提案する。
 - キ 大会開催に支障がない限り、できるだけ大会会場の既存設備を活用する。
 - ク 報道関係者の取材エリアを確保する。
 - ケ 来賓と一般参加者の導線は原則分離することとし、控室は完全に分離する。
 - コ 障がいのある方が出席する場合は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づき適切な対応を行う。
- (2) 上記5（1）の企画に基づき実施する委託業務の見積額は、仕様詳細に基づき積算することとし、次の経費は、委託業務の見積額に含めないこと。
- ア 大会会場の使用料（施設、設備、敷地、駐車場の使用に係る経費等）
 - イ 来場者への記念品に要する経費
 - ウ 表彰状及び感謝状等の作成に要する経費
 - エ 実行委員会事務局で手配する次の係員等に要する経費
 - ① 式典における表彰介添え係員
 - ② 来賓、受賞者等の誘導・接遇係員
 - ③ 受付等係員
 - ④ 会場内における救急患者に対する救護手当係員
 - ⑤ 観光物産等PRコーナーにおける接遇係員
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、関連する法令等を遵守すること。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。
- (5) 成果物に関する所有権は、引渡時をもって委託者に帰属するものとする。著作権等については、別記1「著作権等取扱特記事項」によるものとする。
- (6) 受託者は、本業務のデータ管理を行うにあたり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (7) 受託者は、本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び別記3「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (8) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的で利用することはできないこととする。また、契約終了後も同様とする。
- (9) 仕様書の内容に変更がある場合は、両者協議の上、取り決めるものとする。